

2018 年度日本活断層学会学会賞

受賞者：徳島県

授賞理由：

我が国は阪神・淡路大震災や熊本地震災害を経験し、活断層に対する防災対策の重要性が全国的に高まっている。その中で、徳島県は独自の対策を推進して注目を集めている。徳島県は、「中央構造線断層帯がひとたび活動すれば甚大な被害が予想される」とし、活断層のずれに伴う被害を未然に防ぐため、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定し、2013年に「特定活断層調査区域」を指定して「長期的に緩やかな『土地利用の適正化』を図る」とした。中央構造線断層帯に沿う区域の調査や土地利用規制などの対応を明確に規定し、これを継続的に実施している。

一般に、活断層に関する防災対策が議論される際、揺れによる被害とずれによる被害が区別されず混乱することが多いが、徳島県は2種類の被害のうち、ずれによる被害に対する対策の方針を明確化し、さらに当該地域の活断層の特徴や住民の許容度を十分に考慮して条例を制定した。活断層直近の建築規制としては、いくつかの自治体の先駆的な取り組みが知られているが、具体的な調査区域として断層沿いの40mの範囲を条例に制定したのは徳島県が初めてである。こうした施策は、我が国における今後の活断層防災のひとつの方向性を明確に示した点で高く評価され、日本活断層学会賞を授与するにふさわしいと判断される。